

平成 30 年 9 月 13 日

瀬戸 顯弘

発議第 3 号 山北町議会議員の定数を定める条例の一部を 改正する条例の制定について反対討論

私は、発議第 3 号「山北町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」について反対の立場で討論いたします。

私達議員は平成 23 年 9 月に議会のあり方研検討委員会を設置し、議会基本条例の策定、議員定数の問題、議会報告会の開催等、議会改革に取り組んで来ました。

議会改革を進める中、平成 27 年 4 月の選挙では 24 年ぶりの無投票でした。この結果を重く受け止め、改めて 27 年 6 月、議員 13 名によるあり方検討委員会を設置し、議員定数の問題、議員としての担い手の問題、山北町議会のあり方等について議論をしてきました。

議員定数を論ずるにあたり、①町民意見の吸収・反映②監視機能③議会としての政策立案④人口、面積、地域性⑤委員会活動の充実⑥議員の仕事量⑦議会力の向上の 7 の論点を設定し、各論点について議員間での討論を行ってきました。

さらに 29 年 10 月新潟大学・田口一博先生、30 年 8 月山梨学院大学江藤俊昭両先生による、定数・報酬・なり手の問題について講義を受けました。

議員定数の問題については、単に人口割合や町民の意見等だけでなく、論点の討議のなかから委員会活動の重要性、議会改革と行政改革は違う論点であること、将来を担う議員が活動しやすい、将来を担う議員のため条件として考えること等、議員間での討論をしたなかで、8 月 21 日のあり方検討委員会において、定数の削減はしないとの結論を出しました。

単に定数を削減することが議会改革ではありません。

①議会の機能は何か、②政策立案、監視機能を十分に可能にする委員会また議会の人数は、③山北町の広大な面積と地域毎の課題解決をどうする、④町民意見の吸収反映、⑤議会力の向上これらのことを総合的に考えた時、議員定数削減は考えられ

ません。

住民の代表機関であり、議決機関である住民自治の根幹としての議会を作動させる条件として、定数を考えることが重要である。

私達が策定した議会基本条例の基本理念である「住民福祉の向上」に向けた活動を議会・議員が一丸となって推し進め、その結果を町民に理解し、知ってもらう行動をしていこうではありませんか。

こうした考えの下、私は定数削減の必要はなく 14 名の議会議員は必要と考え発議 3 号には反対いたします。

以上